

「ふるさと三宅村民制度募集要領」

三宅村に愛着と興味を抱いていただける方々に、感謝の気持ちを込め、心のふるさとを提供するため、三宅島の情報や島内産品をお届けし、又は三宅島へのご来島を促進し、三宅村を広く応援、協力、参加、宣伝等をしていただくため、「ふるさと三宅村民制度」を実施いたします。

制度内容並びに第5期「ふるさと三宅村民」の募集要領は以下の通りです。

1. 募集人数 200名
2. 年会費 10,000円
3. 加入期間 2年間(2年後の継続加入有り)
※平成26年10月1日 ~ 平成28年9月30日
4. 加入方法 2年間の年会費20,000円を指定の口座に振り込み
5. 特典
 - 1) 三宅村の特産品を年2回(計4回)提供いたします。
 - 2) 三宅村に関する定期的な情報(広報等)の提供をいたします。
 - 3) 東海汽船定期船「東京～三宅島」間(全等級)の乗船券を繁忙期15%、通常期20%の割引をいたします。ふるさと村民および同居のご家族に限り4名(合計5名)までご利用になれます。(繁忙期・通常期は東海汽船(株)の規定によります。)
 - 4) 島内での宿泊費を10%割引いたします。
 - 5) 島内外でのイベントの情報を提供いたします。
 - 6) その他、ふるさと三宅村民に関する事業を実施いたします。
6. 申込方法 専用の「ふるさと三宅村民制度」住民登録申請書(ハガキ等)を郵送又はFAXで下記問合せ先にお申込ください。
ホームページにも掲載しておりますので、そちらからの申込みもできます。
※ お申込をいただいた後に改めて登録のご案内をさせていただきます。
7. 問合せ先 三宅村商工会
住所 100-1101 東京都三宅島三宅村神着894
TEL 04994-2-1381 FAX 04994-2-1382
URL <http://www.miyakejima.jp/>
E-mail furusato@miyakejima.jp
8. 募集期間 平成26年7月22日(火) ~ 平成26年8月22日(金)
9. 主催 三宅村地域活性化協議会
10. 事業主体 三宅村商工会
11. 協力 三宅村、東京都三宅支庁、三宅島漁業協同組合、三宅村森林組合、JA東京島しょ三宅島店、三宅島観光協会、東海汽船(株)